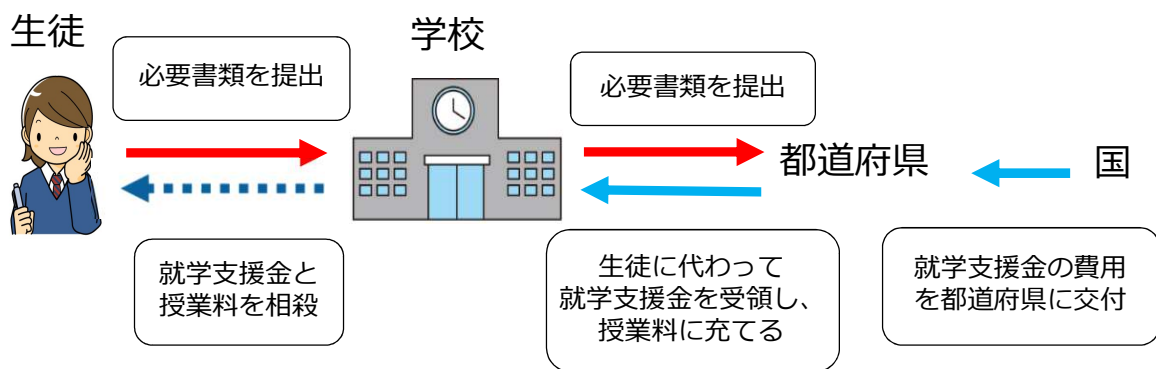


## 高等学校等就学支援金について

東京都教育委員会

### 1 就学支援金について

この制度は教育に係る経済的な負担を軽減し、教育の機会均等を図ることを目的とした国の制度で、特別支援学校高等部の授業料相当額が国より補助されます。実際には、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取ることはありません。



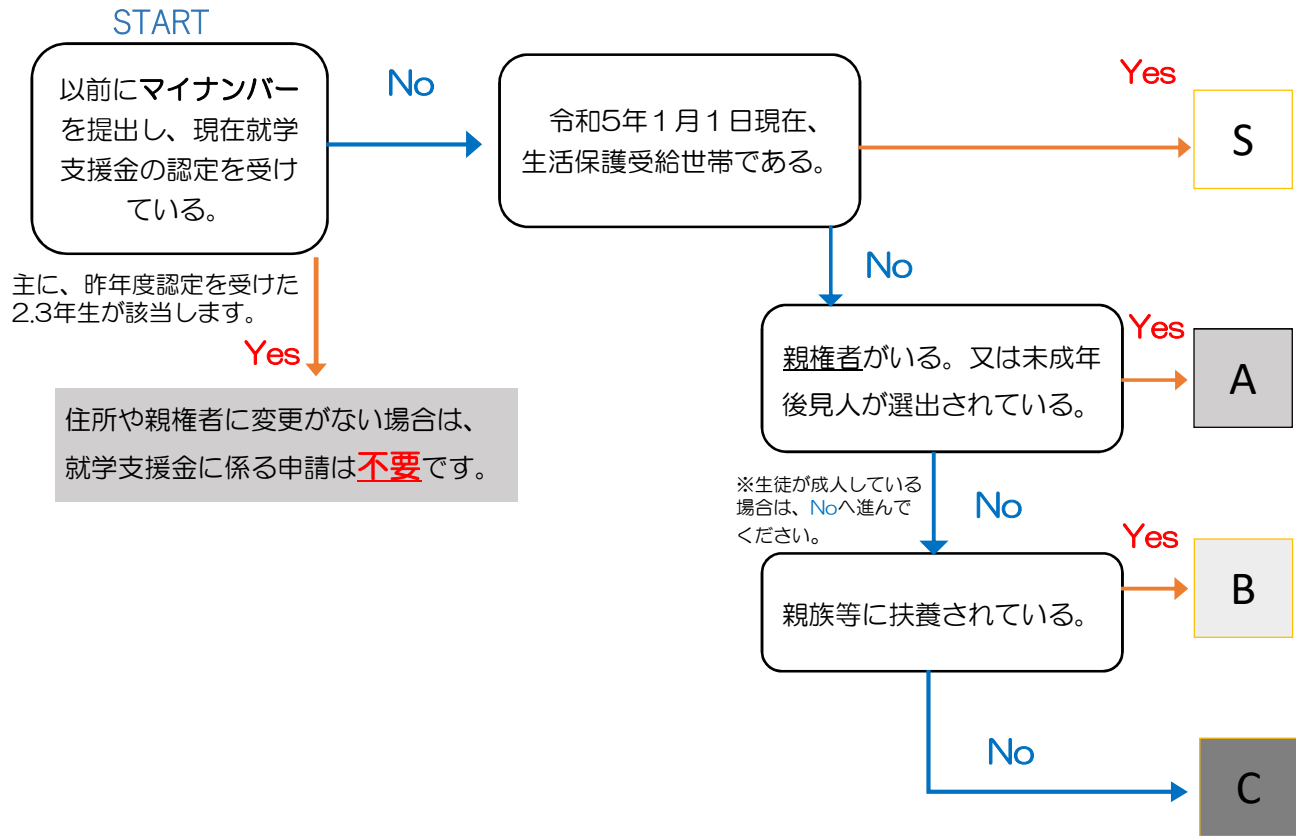
審査基準	所得制限額
区市町村民税の課税標準額（課税所得額）×6% - 区市町村民税の調整控除の額	30万4,200円未満

- ※ おおよその年収が**910万円（世帯構成員等によって変動）未満**の世帯が相当します。ただし、あくまで審査は上記審査基準で行います。
- ※ お住まいが政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算します。
- ※ 過去に高等学校に在籍したことのある方は、在籍年数等によって支給対象とならない場合があります。

就学支援金支給のためには、電子申請又は紙による申請書の提出が必要です。

入学時（初回申請時）に受給資格申請をします。次ページを参考に必要書類等を準備してください。

### 3 フローチャート（第1回手続き(4月～6月分授業料)の場合)



■ 該当の以下の書類をご提出ください。

課税証明書等で申請される方は、マイナンバーの部分で次ページ 4 課税証明書等の提出による所得確認を参考に読み替えて提出してください。

パターン	必要書類	
S	①申請書兼収入状況届出書 ②生活保護受給証明書 令和5年1月1日現在で生活保護受給者であることがわかるもの（申請日前3か月発行のもの）	1枚 1枚
A	①申請書兼収入状況届出書 ※マイナンバーを提出したことがある場合は、以下②の提出は不要です。 ②マイナンバー収集台紙(親権者全員又は未成年後見人の内容記載のもの)	1枚 1式
B	①申請書兼収入状況届出書 ②生徒本人の健康保険証の写し ※マイナンバーを提出したことがある場合は、以下③の提出は不要です。 ③マイナンバー収集台紙(扶養者の内容記載のもの)	1枚 1枚 1式
C	①申請書兼収入状況届出書 ②生徒本人の健康保険証の写し ※マイナンバーを提出したことがある場合は、以下③の提出は不要です。 ③マイナンバー収集台紙(生徒本人の内容記載のもの)	1枚 1枚 1式

親権者又は未成年後見人が次の四つのいずれかに該当する場合、その方の所得は審査の対象に含めないため、親権者又は未成年後見人がいないものとみなし、必要書類を提出してください。

- ①一時的に親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④財産に関する権限のみを行使すべきこととされている未成年後見人

## 4 課税証明書等の提出による所得確認

フローチャートの結果A～Cに該当した方で、マイナンバーを利用せずに申請する方は、以下の所得確認書類をご準備ください。申請時及び収入状況届出（毎年7月）の都度、「高等学校等就学支援金 受給資格申請書（収入状況届出書）」に加えてご提出いただきます。

なお、**課税証明書等の年度**は提出回ごとに異なるので注意してください。

手続回	手続内容	提出書類	提出枚数	支給対象期間
第1回手続	受給資格認定申請 (申請時のみ)	令和5年度 区市町村民税課税標準額及び (2023年度) 調整控除額が確認できる書類 ①令和5年度 住民税（非）課税証明書 ②令和5年度 特別徴収税額通知書 ③令和5年度 住民税納税通知書	保護者等(原則親権者) (共働きの場合は2名分)  又は 未成年後見人1名分	令和6年(2024年)4月分から 令和6年(2024年)6月分まで
第2回手続	収入状況届出 (毎年7月)	令和6年度 区市町村民税課税標準額及び (2023年度) 調整控除額が確認できる書類 ①令和6年度 住民税（非）課税証明書 ②令和6年度 特別徴収税額通知書 ③令和6年度 住民税納税通知書		令和6年(2024年)7月分から 令和7年(2025年)6月分まで

※区市町村によっては上記書類に区市町村民税の課税標準額や調整控除の額が記載されていない場合があります。  
その場合、別途、区市町村で証明書の取得及び学校への提出が必要になる場合があります。

## 5 その他の授業料支援について

### ① 学び直し支援金

高等学校等学び直し支援金制度とは、高等学校等を中途退学した方が、「学び直し」のため、特別支援学校高等部に再び入学した場合、就学支援金支給期間である36月を経過した後も、最大12月の期間、授業料相当額が支給される制度です。

### ② 家計急変支援制度

保護者等の疾病・負傷や自己の責めに帰すべき理由によらない離職などやむをえない理由により収入が著しく低下した場合に授業料を支援する制度です。

対象となる収入要件は、減少した収入状況をもとにした世帯年収推計が、590万円未満程度（両親・高校生・中学生の4人家族で両親の一方が働いている場合の目安）になった場合です。

### ③ 授業料減免制度

都立学校に在学する生徒で要件を満たした方に、授業料を減免する都の制度です。  
詳細については別途お知らせいたします。

## 6 よくある質問

### Q1 就学支援金の申請書類を提出した後、就学支援金はいつ頃受け取れますか？

就学支援金は、生徒・保護者に直接お渡しするものではありません。就学支援金の支給が認定されると、国から東京都教育委員会を経由し、学校に対して直接交付されます。支給認定がなされた生徒・保護者の方には、授業料を納めていただく必要はありません。

### Q2 就学支援金は、申請から遡って受給できますか？

手続きを行った当月又は翌月から支給され、遡っての受給はできません。学校があらかじめ定める提出期限までに必ず申請してください。

### Q3 親権は両親にありますが、子供は祖父の扶養に入っているため、祖父の所得を確認できる書類を提出すればよいですか？

あくまでも親権者の「区市町村民税の課税標準額×6%から区市町村民税の調整控除の額」を引いた額が基準となりますので、この場合親権者である両親の個人番号カード等の所得確認書類を提出してください。

### Q4 父母が離婚したことで世帯の所得状況に変更がありました。改めて申請が必要ですか？

離婚や死別等により、親権者が2人から1人になった場合、1人分の親権者の所得で改めて審査を行います。所得状況に変更が生じた場合、学校に連絡してください。

### Q5 就学支援金の認定を受けましたが、養子縁組等により親権者の数が増えました。どのような手続きが必要ですか？

親権者が増えた場合、新たな親権者の構成を基準に、所得の状況を審査する必要があります。新たな親権者の個人番号カード等の所得確認書類を学校に提出してください。

### Q6 休学をする場合に手続きは必要ですか？

休学する期間については、授業料は徴収しませんので、就学支援金の支給も停止します。休学に関する手続きと併せて、就学支援金の停止手続きを行ってください。復学の際に、支給手続きを行うことで、就学支援金の支給も再開できます。手続きについては、在学している学校の経営企画室にお問い合わせください。

### Q7 自営業なのですが、確定申告の必要はありますか？

自営業の方で確定申告を行っていない等の理由により、お住まいの区市町村が税情報を保有していない場合、マイナンバーによる税額の取得ができないことがあります。控除対象配偶者等一部の場合を除いて、自営業の方はあらかじめ税の申告を行ってください。

高等学校等就学支援金制度に関する問い合わせについては、  
在学する学校の経営企画室にお問い合わせください。